

共同募金助成金取扱要領 <<福祉団体向け>>

～助成金申請の流れについて～

9月 助成金募集の周知

9月に発行する社協だよりにてお知らせします。
※翌年度の助成事業についての募集



11月 要望の受付

11月上旬から令和1年12月上旬までに所定の要望書を提出して下さい。
※窓口 共同募金委員会事務局（76-4363）



令和5年1月 審査及び結果通知

共同募金委員会理事会（12月開催）において審査し、結果を各団体へ文書にてお知らせします。



令和5年5月～6月 決定通知及び助成金交付

文書にて決定通知書を送付し、指定口座へ助成金を振込みます。
※寄付者に向けたありがとうメッセージと精算（成果）報告書を同封します。



事業完了報告（令和6年5月末まで）

総会等が終了後、関係書類を添付して事業の報告行ってください。

※関係書類→①ありがとうメッセージ ②精算（成果）報告書 ③収支報告書
④事業報告書 ⑤決算書

【注意事項】

- 民間福祉団体への助成額は上限4万円までとする。(変動有)
- 翌年度の助成額は、当年度の募金の実績によって変動がありますので、要望どおりの助成額の交付とならない場合があります。
- 要望書及び申請書の提出は締切厳守です。期限までに提出がない場合は要望がないものと判断させていただきます。

単位老人クラブ及び単位子ども会の取り扱いについて

《単位老人クラブ》

助成額を上限8,000円とし、洞爺湖町老人クラブ連合会へ要望書を提出して下さい。※未加入のクラブにつきましても同様をお願いします。

《単位子ども会》

助成額を上限5,000円とし、洞爺湖町子ども育成連絡協議会へ要望書を提出して下さい。※未加入の子ども会につきましても同様をお願いします。